

令和6年度第1回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 令和6年6月10日（月）10時00分～10時57分 造幣局会議室

委員 瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士）
石田 眞得（関西学院大学法学部 教授）
松尾 健一（大阪大学大学院高等司法研究科 教授）
桑田 周一（独立行政法人造幣局 監事）
木股 英子（独立行政法人造幣局 監事）

審議対象 調達等合理化計画について

- （1）令和5年度の自己評価の点検
- （2）令和6年度の計画策定の点検

個々の契約案件の事後点検【令和5年度下期（10月～3月）】

- （1）新規の随意契約となった案件 3件
- （2）2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 3件
 - ・うち一般競争入札で一者応札のもの (0件)
 - ・うち公募で一者応募のもの (3件)

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- （1）合理化計画の実施状況の点検
 - ・契約全体の一覧表による点検
- （2）随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
 - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率（契約金額／予定価格）による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

意見・質問	回答
<p>『令和5年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画に係る自己評価結果』について</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部研修参加実績について、過去のものを調べてみると参加人数や受講する研修の内容が年によって異なるようだが、対象人数や研修の選定基準について伺いたい。 <p>『令和6年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画』について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の計画に限ったことではないが、貨幣製造に使用する機械設備等の修理については、(ノウハウ等の関係から)1者応募となってしまうことが多いので、機械設備等の調達に当たっては当面のメンテナンスも含めて調達することができれば、より適正な価格でメンテナンスの調達もできるのではないか。 <p>『個々の契約案件の事後点検』について (競争性のない随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構内ガスの調達については、当初3年契約で入札に付したものの不落となって、新たに1年契約として入札のうえ契約を締結するに際し、その手続きに要する期間の調達が随意契約となったものであるが、今後は他の調達の際にも複数年契約が良いのか単年契約が良いのか、しっかり検討していただきたい。 <p>(2か年度連続1者応募となった案件について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 白銅及び青銅铸塊について、業者等からの 	<ul style="list-style-type: none"> これらの研修の対象となる業務に従事する者は計10名程度であり、人数は年度によって大きく変わるものではない。研修の選定基準は特段なく、人事異動で初めて対象の業務に就く者が多い年とそうでない年では状況が異なることも踏まえ、それぞれの習熟度等に応じた研修を選択して受講している。 調達に際してはトータルコストをどれだけ安くできるかという視点も重要と考えている。ご示唆いただいたような調達とする場合もあると考えており、設備投資の(計画・設計の)初期段階よりメンテナンス性も含めて検討する必要があると認識している。 承知した。 圧延板を納入している業者からの聞き取

<p>聞き取りとして、当局指定の仕様に対応するのは困難だということだが、どういう仕様なら対応できるのかということは確認しているのか。</p> <ul style="list-style-type: none">・これらの業者にとって、造幣局との取引がどのぐらいの重要度なのか。わかれば教えていただきたい。	<p>りによると、造幣局の仕様の2倍以上の幅の鋳塊を製造して圧延板に加工しており、造幣局の仕様の幅では入札に参加できないとのことである。</p> <ul style="list-style-type: none">・業者側からみた取引の重要度如何というよりも、造幣局側のサプライチェーンとして、引き続き、契約の相手方を確保すべきものであると理解している。
--	---